

### 【提出時の注意事項】

- ※（２）企業概要書内「直近２期の業績」は、財務諸表（営業報告書又は貸借対照表、損益計算書）にて確認します。  
（財務諸表は、毎年決算月より３か月以内にご提出いただきます「事業活動報告書」へ添付いただいておりますが、事業活動報告書が未提出であれば今回併せてご提出ください）
- ※（４）納税証明書は、直近決算期１期分についての、名古屋市が発行する法人の市民税にかかるものをご提出ください。**コピーは不可**
- ※（５）登記事項証明書は、最新のものをご提出ください。**コピーは不可**  
（ナビ入居時又は令和６年度までの本減額制度の届出内容から変更ない場合は省略可）

## 3 提出期限

**令和７年２月２１日（金） １７：００（厳守）**

※期日を過ぎた場合、令和７年度の減額適用は不可となりますのでご注意ください。

## 4 減額申請書提出先

持参 又は 郵送

公益財団法人名古屋産業振興公社 新事業支援センター 創業支援施設課

住所：〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目９番３３号 名古屋ビジネスインキュベータ白金

## 5 その他

- 令和７年３月中に減額可否を決定します。減額が決定した場合は、同月の賃料等請求時に、翌月分（同年４月分）のテナント賃借料を決定内容に応じて減額し請求いたします。
- 減額申請は、年度ごとに行っていただきます。（来年度も同時期に申請書の提出が必要です）
- 減額限度額（１５０万円若しくは２００万円）に達し次第、当年度の減額は終了となります。
- 月々の賃料等の支払いが期限までになされない場合、その年度の減額は打ち切りとなります。  
（何らかの理由により支払いが遅れる場合は、必ず支払期限内にご相談ください）
- EXCEL データは以下の場所からダウンロードし、ご利用ください。  
ナビ HP > 「賃借料等減額制度」 > 「公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設賃借料等減額申請書」

以上

### お問合せ先

公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設課 成田・石井  
電話：０５２－８８３－８７１１